

館山市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

館山市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和2年3月30日まで

3 業務履行場所

館山市全域及び南房総市の一部

4 委託料支払条件

委託料の支払いは、委託業務完了後一括払いとする。

5 業務目的

館山市（以下「市」という。）は、千葉県房総半島の最南部に位置し、安房地域（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町）の中では最も人口が多く、地域の中心都市としての機能を担っており、館山駅を中心とした平野部に商業施設や官公庁、住宅、医療機関等が集中し、周辺には農漁村地域が広がっている。近年では、国道127号線（館山バイパス）や国道128号線沿い等の郊外に大規模商業施設等が集積しつつあり、市街地の空洞化が進んでいる。

平成27年国勢調査によれば、市の人口は47,464人で、65歳以上の高齢者の割合は36.9%と、国や県の平均を上回るペースで高齢化が進んでいる。また、国立社会保障・人口問題研究所が発表した最新の将来人口推計によれば、2045年の市の人口は3万3千人ほど（2015年の約7割）になると予想されており、今後も少子高齢化が進むと考えられる。

そのような中、市の公共交通を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、ダイヤ改正ごとに鉄道やバス路線が減便されるなど「利用者の減少・運行本数の減少・利便性低下・更なる利用者の減少」という負のスパイラルから抜け出せないでいる。加えて、交通事業者の人手不足が年々深刻になっており、新たなサービスの提供等が難しくなっている。

これまでは館山駅を発着し、郊外に放射状に延びる路線の維持を基本として交通に関する取組を実施してきたが、きめ細かに住民等の声を聞き、ニーズに合わせ、かつ事業者の状況も考慮し、最適な交通ネットワークを検討しないと、公共交通が無くなってしまふ恐れがある。

このように厳しい状況の中、路線バスの再編など公共交通体系の見直し、増加する高齢者や交通空白地などに住む住民の日常の足の確保対策や総合的な公

公共交通利用促進策の検討に加え、「①観光需要の増加」「②計画されている医療機関や官公庁の移転」という要素をしっかりと認識し、観光客や二地域居住者等交流人口の拡大や、2020東京オリンピック・パラリンピックを見据えたインバウンド観光の推進等を踏まえ、観光に公共交通を活用できる仕組みの構築や、医療機関や官公庁といった基幹施設の移転にあわせた交通網の再構築を検討するなど、自動車に頼らなくても訪れ、生活できるまちづくりを行う必要がある。

そこで、市では将来にわたり持続可能な公共交通網を作り上げ、観光などの地域特性を存分に発揮したまちづくりを行うために、公共交通のビジョンを明確に描いた計画を策定することとした。計画は、昨年度と今年度の2年間で策定することとし、昨年度に各種調査や関係者へのヒアリングを実施し、結果分析と課題の抽出を行ったところである。今年度は調査結果等を踏まえ、持続的な地域公共交通ネットワーク形成に向けた基本方針や目標、方向性、施策等を立案し、地域公共交通会議等での審議等を経ながら計画書をまとめていく。

6. 委託業務内容

(1) 公共交通を取り巻く課題整理

昨年度実施した各種調査の結果等から、多くの人が公共交通を利用しない、または利用したくてもできない状況が浮き彫りとなった。そのような状況を踏まえ、既存の鉄道や路線バス等が抱える課題分析（路線バスについては、ルートやコストに関する課題分析、タクシーについては、稼動状況を踏まえた充足状況の分析等も行うこと）や地域ごとの問題（高齢化率、交通空白地の詳細な分析、若年層・高齢者といった公共交通の主たる利用者の分布状況分析等）の洗い出しを行い、その結果をグラフや図を用いて視覚的にも分かりやすいものとする。

(2) 公共交通の維持に係る費用の分析

①クロスセクターベネフィットの視点による分析

公共交通が存在することによる、他の行政部門（福祉部門、観光部門等）の費用節減効果について、本市の人口規模や特性等を加味し、参考文献等により算出する。

②路線バス運行費用に係る分析

再編を検討するバス路線について、可能な限り詳細に路線ごとの収支状況等を整理し、他のモードに変更した場合等の運行費用や利用者の利便性の度合いを試算・推計する。なお、バス路線の選定については、発注者と受注者で協議の上決定するものとする。

(3) 地域公共交通網形成計画の策定

策定に当たっては、生活圏を共にする南房総市の地域公共交通網形成計画等と整合が取れた内容とすること。

①地域公共交通網に関する基本方針の設定

(1) で整理した問題点や課題を基に、今後の地域公共交通に関する屋台骨となる基本方針を設定する。

②目標の設定

(2) の①で設定した基本方針を基に、基本方針を一段具体化した実施目標を設定する。

③方向性の設定

(2) の①、②で設定した基本方針や目標を基に、各方針・目標ごとにとるべき方向性を定める。

④施策の検討

目標達成のため必要となる各種施策の検討を行う。

⑤施策に基づく具体的な実施事業の検討

整理した課題や目標、施策等に紐づく実施事業を立案する。立案に当たっては、既存交通モードの活用、地域特性、医療・福祉分野との連携、観光に資する取組、高齢化に対応できるまちづくり等の視点から検討を行い、基本方針や目標、方向性に沿った形で事業内容や実施主体、事業スケジュール等の詳細を明らかにするとともに、必要に応じ、交通事業者や地域住民等とのワークショップ等を実施し、路線の見直しや新たな交通システムの導入等の具体策を策定することとする。また、南房総市の状況について、調査データを取り寄せ、反映させるなど、南房総市の利用者の動向等を考慮することとする。なお、実施事業の検討に当たっては、課題に応じたあらゆる事業実施の可能性をミクロ・マクロの視点から検討し、可能な限り具体的かつ計画策定後の実施が見込める内容とする。

⑥南房総市に伸びる鉄道や路線バスなどの今後のあり方に関する検討

計画策定に当たり、生活圏を共にする南房総市の状況を加味する必要があることから、両市にまたがって運行されている鉄道や路線バスのあり方（ルートやダイヤ等）について検討し、館山市としての改善策等を盛り込む。

⑦南房総市を含めた広域の地域公共交通ネットワーク案の検討

南房総市を含めた広域のネットワーク案について、交通結節点となりうる場

所や幹線軸・支線軸等を明らかにした将来の理想像、イメージ図を作成する。

⑧計画の評価手法に関する検討

計画に記載する施策を継続的に評価・改善するため、関連する上位計画で示された数値目標との整合を取りつつ、計画の基本方針や目標に沿った具体的な数値目標及び評価指標の設定並びに簡便な評価方法及び測定手法等を検討する。なお、数値目標及び評価指標の設定については、調査結果に基づき、将来需要を予測し、施策とその効果の因果関係が市民にとって理解しやすいものとする。

⑨地域公共交通網形成計画（案）の作成

上記①から⑧の検討結果等に基づき、計画（案）を作成する。

（４）館山市地域公共交通会議（法定協議会）の運営支援

館山市地域公共交通会議（最大で年５回開催予定）において使用する協議資料の事前作成や、会議運営への必要な協力、計画策定の成果等に関する会議での報告・説明等を行う。

（５）打合せ協議

上記（１）、（２）及び（３）の作業を進めるに当たり、発注者と受注者が必ず必要十分な回数 of 打合せ協議を実施し、発注者及び受注者の考え方等を常に共有し、計画策定を行う。また、案件により、交通事業者等を交えた打合せ（ワークショップ等）を実施することもある。

（６）その他

本市や公共交通会議からの求めに応じ、専門的、技術的助言を都度行うものとする。

7. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、成果品の納入場所は館山市総合政策部企画課とする。

- | | |
|---|------|
| ・業務報告書一式（各種調査結果報告書、分析資料等） | 1部 |
| ・計画書本編（A4版、カラー刷り、くるみ製本） | 100部 |
| ・計画書概要版（A4版、カラー刷り、簡易製本） | 100部 |
| ・上記に関するMicrosoft Excel、Word、PDFの電子データ（CD-R） | 1部 |

8. 留意事項

(1) 法令等遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、発注者から受注者に貸与するものとする。貸与資料については、破損、滅失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料やデータを外部に漏洩してはならない。

(3) 守秘義務

受注者は、館山市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 損害の賠償

本業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を報告し、市の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

(5) 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等の抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

(6) 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部を一括して、若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、主たる部分を除き、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、発注者に対し再委託承諾願いを提出するものとする。

(7) その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者との協議により定めるものとする。